

お子さんにスマホを持たせる前に スマホの特性や危険性を理解しましょう

スマホは豊富なコンテンツを利用できる便利なツールです。
しかし、使い方を誤るとトラブルや事件に巻き込まれ、
ときには取り返しのつかない事態となることがあります。

必ずスマホの特性や危険性を理解した上で、お子さんと話し合ってから持たせるか決めましょう。

インターネット・情報モラル

何気ない一言から、いじめや
仲間はずれに



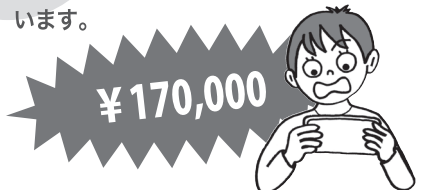
個人情報流出

写真から個人や自宅が特定され、
ストーカーや
空き巣被害に



ゲームやSNSでのトラブル

過度にのめりこむことで
依存症や課金による
トラブルが増加して
います。



「自撮り被害」に注意!!

SNS等で知り合った相手にだまされ
たり、脅されたりして自分の下着姿
や裸を撮影した画像を、メール等で
送られる被害が発生しています。



違法・有害情報へのアクセス

知らない間に犯罪加害者に
なってしまうことも



神奈川県公式YouTubeチャンネルでしっかり学ぼう!



青少年のインターネットの利用について動画を作成しま
した。身近な危険をわかりやすくまとめています。
是非ご視聴ください!

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/0214s3/seisyonen_internet/sns_douga.html



トラブルを回避するために

1 フィルタリングは必ず設定をしましょう

- 青少年が使用するスマホを購入するときは、お店でフィルタリング設定をしてもらう必要があります。
- フィルタリングには、お子さんの成長に合わせ、見たいサイトを閲覧可能にするカスタマイズ機能の備わったものがありますので、効果的に活用しましょう。
- お子さんにせがまれても、安易にフィルタリングを解除しないでください。



2 親子で一緒に我が家のルールを作りましょう

大人の一方的なルールでは子どもは反発してしまいがちです。
お子さんとよく話し合い、生活の変化や成長に合わせてルールも見直しましょう。



我が家のルール (例)

- サイトへのアクセスは慎重に
- 個人情報は書き込まない
- 人を傷つける書き込みはしない
- 困ったときはすぐに相談
- 午後10時以降は使用禁止

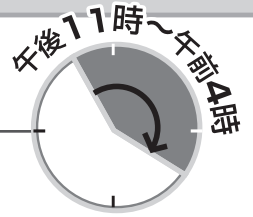
詳しくはHPへ▶

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/0214s3/seisyonen_internet/index.html



NO!子どもたちの深夜外出

青少年保護育成条例



青少年の深夜外出は禁止されています!

青少年(18歳未満)の深夜外出(午後11時~午前4時)は、犯罪被害に遭う危険性が高まります。
また、生活習慣の乱れを引き起こしたり、深夜外出への抵抗感を下げることにつながりますので、保護者同伴でも深夜の外出は控えましょう。



深夜に青少年を見かけた場合は、
最寄りの警察署・交番に通報しましょう。

※緊急時など特別な事情がある場合、110番に通報してください。

ダメです!

青少年喫煙飲酒防止条例

20歳未満の 喫煙・飲酒

20歳未満の人の
喫煙・飲酒は法律で
禁じられています。



神奈川県
PRキャラクター
かながわキンタロウ

神奈川県・神奈川県警察



親も子ども、 一人で悩まないで

子どもや若者のさまざまな悩みについての相談窓口

■かながわ子ども・若者総合相談センター
☎045-242-8201

火~日/9:00~12:00/13:00~16:00

■神奈川県西部青少年サポート相談室
☎0465-35-9527

平日 10:30~12:00/13:00~16:00

非行問題・いじめ・犯罪被害等に関する相談

■県警察ユーステレホンコーナー
☎0120-45-7867(よいこなやむな)

平日 8:30~17:15

地域で育てよう! 青少年

地域で見守っています

青少年の非行防止や健全な育成のために、
地域に根ざした様々な活動を実施中!

声かけて非行・被害防止!



青少年指導員

青少年指導員は、青少年に望ましい地域づくりを目的に活動を行っています。中学生が楽しめるイベントも開催していますので、ぜひご参加ください。

青少年向けレクリエーションや
スポーツ活動



あいさつ運動



地域見守りパトロール



神奈川県青少年指導員

少年補導員は、警察と連携して非行防止、健全育成活動を行っています。子どもや保護者そして学校の応援団として、地域に根ざした取り組みをしています。



少年補導員



見守り・街頭補導活動



非行防止・
サイバー教室



ジャンパード警部 シエリー巡査

※イベント情報は、回覧板、地域広報誌のほか、お住まいの市町村の青少年行政主管課へお問い合わせください。

青少年保護育成条例の詳細内容はホームページを検索! **かながわの青少年行政 検索**

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/index.html>

神奈川県・神奈川県警察本部

【お問合せ】神奈川県青少年課 地域環境グループ ☎ 045-210-3848 (直通) FAX 045-210-8841 令和5年8月作成